

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

・特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について(中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛て)

(令和3年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次のような処置を講じていた。

ア 同庁及び機構は、福島県が公益財団法人福島県産業振興センターに対して貸し付けている資金(以下「県貸付金」)の規模の見直しについて福島県と具体的な手順を協議するなどした上で、機構において、イの改正した「原子力発電所事故に伴う「特定地域中小企業特別資金」事業に係る福島県に対する資金の貸付けに関する準則」(以下「準則」)に基づき、令和5年6月に福島県に対して県貸付金の適正な規模を確認するための調査を行うよう求めた。

イ 同庁及び機構は、県貸付金の規模の今後の見直しについて福島県と協議するなどした上で、機構において、5年6月に準則を改正して、移転中小企業者等(東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所等における事故により移転を余儀なくされている中小企業者等)に新規の貸付けを実施する期間の終了前にも福島県における県貸付金の必要額の検討が5年度ごとに行われたり、事業実績や制度をめぐる環境の変化等に応じて機構が福島県に対して県貸付金の適正な規模を確認するための調査を行うことを求めたりする規定を定めることにより、適時に見直しが行われるようにした。

一方、同庁及び機構は、引き続き、福島県に対して、アの調査結果を踏まえて県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金(機構が福島県に対して貸し付けている資金)の額を算出して償還するよう求めていくこととしている。